

令和4年 第6回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和4年6月13日					
3. 開催通知の期日	令和4年6月13日					
4. 招集期日	令和4年6月30日					
5. 招集場所	山ノ内町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	12	下田和浩	出
	2	湯本久万	出	13	小池俊治	出
	3	湯本智明	出	14	齊藤蝶次郎	出
	4	山本武彦	欠	15	佐藤次雄	出
	5	山口 剛	出	16	白鳥金次	出
	6	望月美知子	出	17	湯本貴文	出
	7	福井敏彦	出	18	上原 仁	出
	8	渡辺輝子	出	19	山本善孝	出
	9	湯本 浩	出			
	10	藤浦忠広	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之		出	
	係 長		青木重喜		出	
	書 記		山岸孝子		出	
	書 記		梨本祥子		出	
	書 記		石川政志		出	

11. 報告事項

- 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による通知について
 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第17号 農地法施行規則第53条による届出について

12. 提出議案

- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第16号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

令和4年度北信州農村女性のつどいの出席について
最適化推進活動について
農業振興地域整備計画について
太陽光発電の営業について

<開会>

会長代理 それでは、令和4年第6回山ノ内町農業委員会定例総会を開催いたします
本日の欠席ですが、○番の○○○○委員が、体調を崩されまして自宅療養中という
ことで、本日欠席ということですのでよろしくお願いいたします。
それでは、招集者挨拶、山本会長、お願いします。

<招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。
暑い中、またお仕事のお忙しい中、山本委員がしばらく欠席ということで、よろしく
お願いいたします。
それで、予想もしない短い梅雨というところで、本来なら7月20日くらいまで梅
雨が続く中、もう6月で梅雨が明けてしまった、梅雨らしい梅雨はなかったように
感じられる中、これから農作物が水不足並びに高温障害がどこまで起きるかという
ことがまた不安視される中ですけれども、今後また皆さん各農家の方もそれに対応
できるような作業をしていただきまして、夏に向けてまた頑張っていたきたいと
思います。
今月の6月1日ですけれども、事務局長と2人で、松本の浅間文化センターで臨時
会ということで、10項目近くにわたる各資料などいただきまして、事務局長と農
業委員長との全員が説明を受けた中で、別段大きな問題もなく、終了したと思
います。
それと6月17日ですけれども、同じく松本市のキッセイ文化ホールで事務局の石
川さんと第7回農業委員長会議、総会ということで2人で松本へ行ってきました。
その中で、当農業委員会で農業者年金の活動がすばらしいということで、県内24
か25の農業委員会が受賞されるわけですけれども、代表で山ノ内町農業委員会
の会長として、望月会長より受賞いたしました。これもまたここに報告いたします。
おめでとうございます。それと当委員会の山本武彦委員が個人的に勧誘率が高いと
いうことで、全体の中で1名だけですけれども、表彰を受けました。これもまた報
告したいと思います。おめでとうございます。
それと今代理のほうから説明がありましたけれども、○○○○委員が5月の連休後
にちょっと体調を崩され入院されたということで、事務局も私も情報が入りづらく、
対応が分からなかったわけですけれども、6月上旬ですか、退院されたという情報
を聞きまして、家のほうに石川事務局と2人でお見舞いに行きました。お見舞い
に行くに当たりまして、皆さんの許可を得ずに、事後報告ですみませんけれども、お
見舞いということで5,000円を皆さんの活動費のほうから支出して渡してまい
りました。そういうことですが、よろしくお願いいたします。
今日は議題のほうも多少多いわけですけれども、協力のほどをよろしくお願いいたします。

会長代理 ありがとうございました。
それでは、これより議事の進行を山本会長、よろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任ですけれども、今日は
15番 佐藤次雄 委員
16番 白鳥金次 委員
よろしく願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、5番の議事に入りたいと思います。
(1) 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による通知について、事務局よりお願いいたします。

事務局 では、事務局から説明します。資料の1ページ目をお願いします。報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による通知について、今月3件です。
1件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇-〇ほか14筆、現況地目は田、現況面積合計で1万5,248平米、あっせんの希望はございません。
2件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇ほか11筆、現況地目、畑、現況面積合計で8,351平米、あっせんの希望はございません。
3件目、農地所有者は2件目と同じく〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑、現況面積451平米、あっせんの希望はございません。
以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。
今のは報告事項ですけれども、何かご質問などありましたら挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。
(2) 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料の2ページをお願いします。報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月2件です。
1件目ですが、所在地は大字寒沢字〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇、現況地目は畑で合計面積が2,087平米、通知人、賃貸人が〇〇の〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人が耕作できず、第三者へ貸借するためとなります。
2件目ですが、所在地は大字戸狩字〇〇〇〇〇-〇、字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積が1,999平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労働力不足のためとなります。
以上2件報告します。

議 長 ありがとうございます。ただいまのも報告事項ですけれども、何かご質問ありましたら挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。(3) 報告第17号 農地法施行規則第53条による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 3ページをお願いします。報告第17号 農地法施行規則第53条による届出について、今月1件です。
農地の所在地ですが、大字平穩字〇〇〇〇〇〇ー〇、地目は登記、現況ともに田で、面積が655平米のうち2.25平米、2種農地に該当しまして、こちらに〇〇〇〇〇〇の携帯電話基地局の建築を行うものでございます。
申請人ですが、土地所有者は〇〇〇〇〇、事業実行者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、事由の詳細ですが、平穩付近における〇〇〇〇〇〇の電波開設のためでございます。場所ですけれども、資料13ページ、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇手前の農地でございます。
その他の資料、公図写しは14ページ、登記簿謄本は15ページ、平面図を16ページ、立面図を17ページにつけております。
以上報告します。

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項について何かご質問などございましたら、挙手願います。(なし)
ありがとうございます。
続いて、(4)議案15号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4ページをお願いします。
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月3件です。
1件目ですが、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに592平米、家族総数3、稼働人員が2です。受人は〇〇〇の〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万1,537平米、家族総数6、稼働人員は5です。申請地は、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、地目は畑で、面積が41平米となります。契約内容は売買で、価格は10万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては耕作の合理性のため、画地形状の整理となっています。受人につきましても同様となります。位置図を18ページ、公図を19ページに載せておりますが、場所につきましては、〇〇〇〇〇の東側、道のほうにある農地となっております。
2件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万132平米、耕作面積7,651平米、家族総数、稼働人員は2です。受人は〇〇〇の〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに3,600平米、家族総数、稼働人員は2です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、地目は畑で、面積が852平米となります。契約内容は売買で、価格は40万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては経営規模の縮小、受人につきましては経営規模の拡大となります。位置図は20ページ、公図を21ページに載せておりますが、場所につきましては、国道403号の大曲の辺りより300メートルほど西に位置する農地となります。
3件目ですが、申請人、貸人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万4,338平米、家族総数、稼働人員は1名、借人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積は561平米、家族総数5、稼働人員は2です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇〇、地目は畑で、面積が3,937平米となります。契約内容は賃貸借で、10アール当たり6,100円となります。理由ですけれども、貸人につきましては、労働力不足のため、借人につきましては、野菜の栽培で新規就農となります。位置図を22ページ、公図を23ページに載せておりますが、場所については〇〇〇〇から東の方向にある農地となります。
以上につきましては、農地法第3条第2号各号に該当しないため許可要件を全て満た

していると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それでは、補足説明をお願いいたします。
1番の案件について、湯本智明委員、お願いいたします。

湯本（智）委員 この土地なんですけれども、〇さんがお家を建てられたところの一角がへこんでいるような形のところで、その土地が〇〇さんの土地でありまして、今まで耕作されていない畑だった。そこを屋敷続きで購入されまして、野菜畑というか、自家用の畑にするにちょうどいいということで売買が成立しましたので、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。（なし）
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
それでは、2番の案件について、湯本久万委員、お願いします。

湯本（久）委員 渡人、〇〇〇〇さん、ご夫婦とも高齢になられて、今までどおり耕作できないということで、受人、〇〇さん、〇〇〇となっておりますが、もともと〇〇の出身の方で、就農以来、主にブドウを作っておられまして、〇〇さんの畑を買って規模を拡大したいということなので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。（なし）
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
それでは、3番の案件について、望月委員、お願いします。

望月委員 〇〇さんは高齢ではあるのですが、ご夫婦で野菜作りをされております。過日畑を見てきましたが、大変きれいに整地されて畑も起こされて、野菜もたくさん作られておりました。問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。（なし）
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
（5）議案第16号 農用地利用集積計画の承認について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 資料の7ページをお願いします。議案第16号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、新規が7件、再設定が9件の計16件です。
1件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で、面積が1,276平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万2,000円の新規設定となります。
2件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で、面積は293平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は、10アール当たりで5,000円の新規設定となります。
3件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、

設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇、畑で、面積は1,480平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の再設定となります。

4件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穩字〇〇〇〇〇、畑で、面積は2,182平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たりで2万5,000円の新規設定となります。

5件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、面積は6,100平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で13万3,060円の再設定となります。

6件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、畑で、面積は2,917平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万円の新規設定となります。

7件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇〇、畑で、面積は370平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で野菜の作付を予定しています。賃料は、10アール当たりで1万円の新規設定となります。

8件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で、面積は459平米です。利用権の種類は使用賃借権で、5年の設定で、そばの作付を予定しています。賃料は、無償の再設定となります。

9件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で、面積は1,839平米です。利用権の種類は使用賃借権で、5年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は、無償の再設定となります。

10件目ですが、設定を受ける者が〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇-〇〇〇、畑で、合計面積が1,497平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万5,000円の再設定となります。

11件目ですが、設定を受ける者が〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇、畑で、面積は1,682平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たりで3万円の再設定となります。

12件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で、面積は1,472平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の新規設定となります。

13件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、面積は1,210平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の再設定となります。

14件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、面積は2,739平米です。利用権の種類は賃借権で、2年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で1万5,000円の新規設定となります。

15件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇善延、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、田で、面積は670平米です。利用権の種類は賃借権で、1年の設定で水稻の作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万円の再設定となります。

16件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、いずれも畑で、合計面積が1,645平米です。利用権の種類は賃借権で、6年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり5,000円の再設定となります。

以上、16件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、1番の案件について補足説明をお願いいたします。
3番、上原仁委員。

上原委員 利用権を設定する〇〇〇〇さんは息子さんで、〇〇〇〇さんが5月までは一生懸命畑仕事をしていたのですが、体調を悪くして、入院されてしまったということで、〇〇の〇〇〇〇さんがせっかく一生懸命ここまでやってきたのにということいろいろ当たっていただいて、利用権設定を提出した後、今月、〇〇さんが亡くなってしまって、息子さんの名前ということで、息子さんも〇〇〇にお住まいで、あと5年くらいで定年を迎えるということで、5年という期間で借りていただきたいということで〇〇〇〇さんをお願いしたところ、快く引き受けていただいたということです。

その下も同じで、〇〇さんのまた違う畑なんですけど、桃畑で、これはすごい小さいというか、少ない面積なので、なかなか借手がいなかったのですけれども、〇〇〇から〇〇さんという方がその近くで桃畑を栽培していて、少ない面積ならやってもいいよということで、そういう事情ならということでお願いしたら、快く引き受けていただいたということです。

何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、1番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、補足説明を上原委員、お願いたします。

上原委員 3番の案件ですが、再設定ということで、〇〇〇〇さんの畑を〇〇〇〇君、まだ若い方なんですけど、一生懸命やっつけいらっしゃいます。畑も適正に管理されていますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。3番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

4番の案件について、補足説明を湯本浩委員、4番、5番、一緒に説明をしていただけますか。

湯本（浩）委員 この畑につきましては、4月の定例会のときに出た案件でして、そのときに〇〇〇〇さんの畑を借りておられた方が労働力不足ということで、4月の定例会でこの畑を返されました。それで4月ということで、時期も時期ということで、返されたはいいんですけども、大変に周りの方が心配されていまして、借りてもらう方も厳しいのではないかと思われたんですけども、〇〇〇〇君が借りてくれることになりまして、この畑は貸してもらえるのであれば、ずっと続けたいということで、大変意欲がありますので問題ないと思います。
それから、5番ですけども、〇〇〇〇君はこの畑をもうかなり長く借りておられまして、これからも貸してもらえらるらずっと借りて作りたいということですので、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、4番の案件について質問のある方は挙手願います。（なし）
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
それでは、5番の案件について質問のある方は挙手願います。（なし）
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
では、6番の案件について、齋藤委員、補足説明を。

齋藤委員 場所は〇〇〇の共選場の川向こうで、〇〇さん、独り立ちしたばかりですが、急に3月末で返されちゃって、〇〇さんを通じて借り手を探したわけですが、見つからなくて、〇〇さんをお願いするということになりました。〇〇さんは農業委員でありますし、認定農業者の会長でもありますので、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。（なし）
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
それでは、7番の案件について、湯本貴史委員、お願いいたします。

湯本（貴）委員 利用権を設定する〇〇〇〇さんですが、高齢になりまして、労働力も不足ということで、畑を借りてもらえる方はいないかという、うちのほうに依頼がありまして、そんな中探していたところ、〇〇〇〇さんの畑がちょうど〇〇さんの畑の隣ということもあって、広がるということで、ぜひ借りたいということのお話でまとまったお話です。〇〇さん、奥さんが農業委員でいらっしゃいますし、問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。（なし）
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
それでは、8番の案件、9番の案件、続けて望月委員お願いいたします。

望月委員 ○○○○さんは○○○○で○○○○さんを営んでおります。この畑は○○○○さんのすぐ隣のところになります。再設定ですし、とてもきれいに起こしてありまして、すぐにもそばがまけるような状態になっております。とても意欲が感じられます。よろしく願いいたします。

議 長 続いて、9番もお願いいたします。

望月委員 9番の畑も、同じく8番の畑のすぐ上になりまして、並びであるんですけれども、こちら畑をきれいに起こしてありまして、再設定でもあるので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、8番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

9番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

10番、11番、同じ借主、私がお説明いたします。

○○○○さんなんですけれども、現在勤め人ということで、一人で農業をやっているわけなんですけれども、勤めに出ている関係上、畑のほうの管理もできないということで、○○○○さんが、若手であり、意欲もある方なので頑張ると思っております。再設定でもありますし、間違いのないと思います。

11番の○○○○さんなんですけれども、○○さんのほうも勤めに出おられ、奥さんのほうも勤めに出おられる。農家のほうはずっとやっていないということで、これも再設定で、○○○○さんが借りている畑で、両方とも管理は徹底されているので、大丈夫だと思います。よろしく願いいたします。

では、10番の案件からまいります。質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

11番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

12番の案件について、下田委員、お願いいたします。

下田委員 設定する○○○○さんは、同じく依頼者がおりまして、営農活動をやめる。○○○さんが○○○○○○○○に所属して、奥さんが○○○○の実行委員長を長年務めております。○○○さんは○○○○○○○○の中で経営ということで頑張っておられます。○○○○○○○○、これは○○○○のメイン会場ということでありまして、○○○○○○○○のということで、新規で経営したいということでございます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

13番の案件について、福井委員、お願いいたします。

福井委員 ○○○さんは先ほども話がありましたけれども、○○○○○○○○の一員で、○○さんも○○○○○○○○の活動をして、長年やっております、これまでも問題なくやられているということで、大丈夫と思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 14番の案件について、湯本智明委員お願いいたします。

湯本(智)委員 ○○さんですが、農業をメインにやっておられた娘さんが1年前に亡くなられてしましまして、農業のほうはやっておりません。畑のほうもみんな借りてもらっているというのが現状です。 ○○君のほうはこの畑をベースに、畑がありますし、適正に管理されていますので、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 それでは、15番、福井委員、お願いいたします。

福井委員 ○○さんと○○さんは付き合いが長く、お互い知り合い関係にあり、これまでもトラブルなくやっております。問題はないかと思います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 では、16番の案件について、白鳥委員お願いいたします。

白鳥委員 再設定をされました○○○○さんなんですけれども、年配でいらっしゃるのですけれども、大変意欲的にプラムを作っておられます。この再設定した園地もそろそろ7月に入って12日ごろから採れるのかなとおっしゃって、大変きれいに整備をされています。年齢も考慮して今回3年ということで設定をさせていただきますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。

会 長 設定する期間は。

白鳥委員 6年です。

議 長 ほかに質問の方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 以上をもちまして本日の案件は終了でございます。 ありがとうございます。

<その他> 令和4年度北信州農村女性の集いの出席について

最適化推進活動について
農業振興地域整備計画について
太陽光発電の営業について
当面の日程について

会長代理 それでは、以上をもちまして第6回山ノ内町農業委員会定例総会を終了といたします。ご苦勞さまでした。

閉会 午後 4時50分